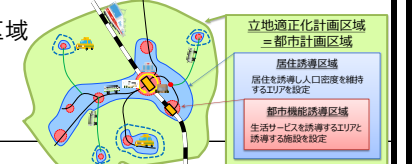


資料 1

各計画について		
計画名	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
根拠法令	都市計画法(第18条の2) ※策定は義務	都市再生特別措置法(第81条) ※策定は任意
概要	市の都市計画に関する基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設(医療、福祉、商業等)の立地の適正化を図るための計画
主な記載内容	・まちづくりの理念、目標、方針 ・目指すべき都市の骨格構造 ・全体構想(都市像、課題に対応した整備方針) ・地域別構想(地域像、実施されるべき施策)	・まちづくりの理念、目標、方針 ・居住や都市機能を誘導する区域 ・定量的な目標値 ・目指すべき都市の骨格構造 ・これらを誘導するための施策 
計画期間	20年(概ね10年で見直し)	20年(概ね5年毎に評価)
支援策	-	計画策定を条件として、都市再生整備計画事業等、多数
その他	-	・誘導施設の開発、廃止等に関する届出制度を新たに実施 ・都市計画マスタープランの一部とみなす

計画の位置付け

山形県
『米沢都市計画区域(外3区域)の整備、開発及び保全の方針』

米沢市
『米沢市まちづくり総合計画』

↓ 即す ↓

『米沢市都市計画マスタープラン』
都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

『米沢市立地適正化計画』
都市再生特別措置法第81条「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」※当該方針が公表されたときは都市計画マスタープランの一部と見なされる(第82条)。

⇄ 整合・連携 ⇄

誘導すべき都市機能に関わる分野・関連事業

医療

福祉

子育て

健康

商業

教育

住宅

公共施設

防災

交通

道路

上下水道

公園

その他

